（別紙１）

令和２年度 先駆的調査・実証プロジェクト推進事業に係る

助成申請書類及び留意事項等

１　助成申請に必要な提出書類

⑴ 申請提出書類等一覧のとおり

申請書類の記載に当たっては、「助成申請の手引き《令和２年度版》」を参照してください。

※「提出書類確認内容チェック欄」は必ず記入してください。

⑵ 助成申請書（別記第１号様式）

ア 事業概要（別紙）

イ 収支予算書（付表１）

ウ 事業企画書（付表２）

事業の目的、調査研究テーマ、実施期間、調査研究事項（調査事項・調査手法・分析検討提言等）、調査研究体制、調査研究結果報告書に求める基本的な考え方、スケジュール（調査研究会等の設置から実績報告書等提出まで）を記載してください。

エ 年度別事業対比表（付表３）

※２年間の継続事業を予定している場合は、必ず提出してください。

オ 広域事業助成金配分内訳書（付表４）

※広域事業で、各市町村が経費をそれぞれ負担する場合は、助成金の配分額（円単位）を記載してください。

⑶ 申請事業に係る市町村の予算書（歳出）写し（市町村長等の「原本謄写証明」したもの。）

- 予算措置がなされていない場合は、予算補正後に速やかに提出してください。
- 広域事業の場合は、各市町村分の予算書（歳出）が必要です。

⑷ 調査研究会等の設置規約及び名簿（規約等が無い場合は、助成対象になりません。）

⑸ 「申請提出書類等チェックリスト」は、チェック済みのものを提出してください。

２　助成対象事業となる要件

⑴ 助成対象事業

次に掲げる政策課題に対応し、市町村が事業化に向けて検討している事業で、他の地域のモデルあるいは参考になると認められるものです。また、事業実施に当たっては、市町村が調査研究会等を設置し、単独又は広域で実施するソフト事業のうち、調査研究事業あるいは実証事業（実証実験等）に係る経費が助成対象になります。

《政策課題》

①少子・高齢化等対策の推進　②高度情報化の推進　③地域公共交通の確保　④地場産業の振興
⑤地域資源の活用　⑥広域連携の推

⑵ 「調査研究会等」の設置

政策課題に関する地域の声を反映させるため、市町村職員及び地域住民のほか、学識経験者、事業者等をもって構成する「調査研究会等」を設置しなければなりません。

この「調査研究会等」は、当該事業のために市町村が規則又は要綱等により設置する諮問機関であり、法律又は条例により設置する審議会や調査会等の付属機関、又は補助団体等の外郭団体等の組織は該当しません。

⑶ 調査研究事業等

単独又は広域で実施するソフト事業のうち、調査研究事業あるいは実証事業（実証実験等）を助成対象としており、施設整備等のハード事業や、システム導入、備品購入等、明らかに本格的な実施と認められるものは対象になりません。

⑷ 事業財源

国及び道等の交付金又は補助金のほか、寄付金、地方債等を用いて実施する事業は助成対象になりません。

⑸ 助成金額

事業費のうち、市町村が負担する経費を助成対象とし、原則、食糧費、賃金、職員費、備品購入費、修繕費、工事請負費の経費は助成対象外です。助成金額は、上限500万円、下限50万円で、単年度ごとの助成になります。（１万円未満端数切捨て）

⑹ 事業期間

令和２年４月１日以降から令和３年２月末日までに事業を完了し、提出期限までに実績報告書及び調査研究結果報告書（研究成果）の提出ができない事業は助成対象になりません。

なお、継続事業については、１年目に中間報告書、２年目に調査研究結果報告書の提出が必要です。

３　留意事項等

⑴ 申請件数は、１市町村当たり１件です。広域事業がある場合は、広域１件・単独１件です。

⑵ 前年度に助成決定された事業で、引き続き継続実施を予定している場合でも申請書類の提出が必要です。なお、継続事業は前年度の中間報告書等により、新規事業と同様に評価を行います。

⑶ この調査研究の成果は、当協会のホームページ及び政策情報誌「プラクティス」への掲載により、各市町村に公表します。

⑷ 事業の実施に当たっては、市町村振興宝くじ（通称：サマージャンボ宝くじ）の収益金を活用した事業である旨の広報表示が必要です。

⑸ 助成決定後に、事業内容等に変更が生じた場合は、遅滞なく変更届（別記第２号様式）の提出が必要です。

⑹ 助成期間は、継続する２年以内です。

⑺ 助成決定された市町村は、以後３年間、申請に当たっての採択決定の優先度は低くなります。

⑻ 当協会が実施する他の助成事業・研修支援事業と本助成事業を併用することはできません。